

EPA 候補者の受入れにあたり受入れ機関にお支払いいただく各種手数料

1. 国際厚生事業団（JICWELS）へのお支払い

種類	金額	請求時期	主な経費の内容
求人申込手数料 ^(※1) (右記はいずれかの国についてのみ求人登録された場合)	初めて候補者を受け入れる施設: 30,000 円 (税別) / 受入れ施設当たり 候補者を受け入れたことのある施設: 20,000 円 (税別) / 受入れ施設当たり (※ 割引詳細は下記参照)	求人申請書類受理後	<ul style="list-style-type: none"> 求人申請書の確認 求人、求職情報の翻訳・提供 web 求人申込システム管理費等
あっせん手数料 ^(※2)	131,400 円 (税別) / 1 名当たり	マッチング成立時	<ul style="list-style-type: none"> 現地面接・合同説明会経費 求職書類翻訳 マッチングシステム管理費 雇用契約の締結支援経費 送り出し調整機関との連絡・調整に必要な経費
滞在管理費	国家資格取得前	20,000 円 (税別) / 1 名、1 年間当たり	<ul style="list-style-type: none"> 初年度は候補者入国後翌年度以降は年度当初 地方入国管理局への所定報告の取次ぎ事務 滞在者情報のとりまとめと国への報告 受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応 在留期間更新許可申請の手続き案内 日本語研修中に帰国する場合の帰国費用 メールマガジン等による情報提供 データベースシステム管理費等^(※3)
	国家資格取得後	10,000 円 (税別) / 1 名、1 年間当たり	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初 地方入国管理局への所定報告の取次ぎ事務 滞在者情報のとりまとめと国への報告 受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応 在留期間更新許可申請の手続き案内 メールマガジン等による情報提供 資格取得者向け研修 データベースシステム管理費等^(※3)

(※1) 求人申込手数料は、「看護師候補者コース」、「介護福祉士候補者コース」の区分それぞれのコースについてお支払いいただきます。要件確認の結果、要件を満たさなかった場合でも、求人申込手数料の返還はいたしません。

(※2) マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料は半額のみ請求となります。既にお支払いいただいている場合は、あっせん手数料の半額を返還いたします。なお、候補者が早期退職した場合の返戻金制度は設けておりません。

(※3) 国から交付を受けるものや職業紹介関係の手数料を充てるものを除きます。

(求人申込手数料の割引について)^(※)

(税別)

		通常の手数料額	割引後の手数料額
同一コースにおいて、比・尼・越いずれか 1 か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	30,000 円	割引なし
	既受入れ施設の場合	30,000 円	20,000 円
同一コースにおいて、比・尼・越いずれか 2 か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	60,000 円	45,000 円
	既受入れ施設の場合	40,000 円	30,000 円
同一コースにおいて、比・尼・越 3 か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	90,000 円	67,500 円
	既受入れ施設の場合	60,000 円	45,000 円

(※) 求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

2. 送り出し国へのお支払い

送り出し国	種類	金額	請求時期	経費の内容
フィリピン	POEA への手数料	450 米ドル相当 / 1 名当たり (予定) ※450 米ドル=約 48,000 円	候補者入国後	<ul style="list-style-type: none"> POEA の事務処理経費 海外労働者福祉基金への拠出
	健康診断実施機関への支払い	3,000 ペソ程度 / 1 名当たり (予定) ※3,000 ペソ=約 6,100 円	候補者入国後	<ul style="list-style-type: none"> 出国前の健康診断費用 (実費相当)
インドネシア	National Board への手数料	423 万ルピア相当 / 1 名当たり (予定) ※423 万ルピア=約 32,800 円	候補者入国後	<ul style="list-style-type: none"> National Board の事務処理経費 出国前健康診断費用
ベトナム	DOLAB への手数料	450 米ドル相当 / 1 名当たり (予定) ※450 米ドル=約 48,000 円	候補者入国後	<ul style="list-style-type: none"> DOLAB の事務処理経費

※ 送り出し調整機関への支払いは JICWELS にお支払いいただき、JICWELS から送り出し調整機関へお支払いいたします。

※ 金額は 2018 年 3 月時点の換算レートを基に算出しています。

※ フィリピン人候補者は訪日前日本語研修前及び出国直前の 2 度健康診断を受診しますが、訪日前日本語研修前の健康診断の経費を負担してもよいという場合は、これを負担することを求人条件に記載することができます。この際の注意点等は、JICWELS 求人登録申請システム上において、受入れ施設説明書の「特記事項」の欄の記入例をご参照下さい。任意負担であるため、経費の支払いは、就労開始後、施設から個別に行うこととなります。

3. 看護・介護導入研修に関するお支払い

(1) ベトナム人候補者を受け入れる場合

看護・介護導入研修の一部負担金として、100,000 円 (税別) / 1 名当たりを JICWELS にお支払いいただきます。看護・介護導入研修終了後に請求書を送付いたします。

(2) インドネシア人及びフィリピン人の日本語研修免除者を受け入れる場合

候補者の来日渡航費、看護・介護導入研修中の宿舎 (JICWELS が手配) の宿泊料等の実費を JICWELS にお支払いいただきます。フィリピン人候補者は約 20 万円 / 1 名当たり、インドネシア人候補者は約 22 万円 / 1 名当たりの見込みです。看護・介護導入研修終了後に請求書を送付いたします。

◆日本語研修実施機関へのお支払い

上記 1~3 の JICWELS へのお支払い以外に、日本語研修実施機関に、日本語研修の一部負担金として、下記の金額をお支払いいただきます。

・インドネシア人・フィリピン人候補者を受け入れる場合、360,000 円 / 1 名当たり

・ベトナム人候補者を受け入れる場合、260,000 円 / 1 名当たり

※ 請求書は「日本語研修実施機関」より送付されます。

※ 日本語研修実施機関については、実施機関の決定後、JICWELS よりご案内いたします。

※ ベトナム人候補者で、訪日前日本語研修修了年度の翌年度以降にマッチングを希望する者 (以下「再チャレンジ生」とします。) についてマッチングした場合、これらの者の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。約 7~8 万円程度 / 1 名当たり。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無を JICWELS から受入れ機関側に確認させていただきます。